

相続ニュース

Vol.0082

2015年9月28日(月)

担当：MS事業部 松村

〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル1F

ASK税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

寄与分について

はじめに

「寄与分」ご存知でしょうか？

生前、被相続人に対し特別の働きをした場合に相続の場面での公平性を保つための制度で、昭和55年に導入されたものです。

寄与分とは

民法904条の2に定めがあります。対象となるのは、相続人の中に、被相続人の事業を手伝った、金員などの財産の給付をした、病気を看病した、その他財産の増加などに特別の働きをした者が対象になります。このような場合に、貢献（寄与）した範囲を金額で算定して対象者に相続分を増加させます。

親の介護をした場合は？

「親の介護をしていた」というだけでは寄与分は難しいでしょう。一般的な介護とみられるからです。

しかし、親の財産の維持等に貢献したと認められれば、寄与が認められます。具体的には、介護することにより高額なサービス利用やヘルパー代の支出が無くなったため、親の財産を維持することができた。という場合でしょう。

親の事業を手伝っていた場合は？

単に親の事業を手伝っていたというだけでは、寄与分としては評価されません。事業を手伝ったことにより、その親の事業が拡大し相続財産の増大に貢献した場合や、相続財産の減少を食い止めたというような事情がある場合でなければ、寄与分として認められるのは難しいでしょう。

家庭裁判所

相続人間で話し合い、もし寄与分の主張が通らない場合には、家庭裁判所の調停や審判を利用して合理的金額を算出してもらうことになります。

遺言書

寄与分が難しい場合、被相続人が遺言書の中に「介護をしてくれた〇〇には他の相続人より〇〇〇〇円多く相続させる」といったような記述を残していれば、遺言書通りの金額や財産を相続することができます。

おわりに

寄与分は、制度としてありますが適用が困難です。ポイントは、相続人全員に寄与分を認めてもらうことです。何事も事前準備が必要なので注意してください。